

令和5年度 第4回岐阜羽島警察署協議会 意見要望等

R6.2.15

回答者	意見・要望等	回 答
<p>交通課長</p>	<p>○ 横断歩道の手前で止まれず、横断歩道の中で止まった場合に後続車両がありバックできない時の対処法を教えてください。 横断歩道上で止まるのは違法になりますか。</p>	<p>○ 道路交通法上で横断歩道手前では事前に減速していただくように定められていますので、横断歩道手前ではすぐに停止できるようなスピードで走行するようにお願いします。 法律上では、横断歩行者がいた場合に停止線がある場合は、停止線を越えて停止した場合又歩行者驚かせる行為があった場合は、法律上違反になります。</p>
	<p>○ 笠松町地内の停止表示が消えかけているので、直してもらいたい。</p>	<p>○ 現場確認を実施しました。本部規制課に要望を出し、来年度の予算において補修予定です。</p>
<p>警備課長</p>	<p>○ 1月1日に能登半島地震が起き、被害はとて大きく悲しい思いになりました。 この地域を考えると南海トラフ自身が近い将来おきると言われていますし、濃尾地震から100年以上たっています。 そういった地震がおきるとこの辺りは震度6弱から6強と予想され、多くの被害が出ると考えられます。 ・ そういった場合、警察署としてはどのように対応するのですか。 ・ 緊急事態への対応マニュアルなどというものはあるのでしょうか。 ・ 予測ができないため、臨機応変に対応することになるのでしょうか。 教えていただければありがたいです。</p>	<p>首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震をはじめとする今後甚大な被害が発生するおそれがある地震に対して、国(政府)、県等では、各種対処計画を定めており、県警察においても警備計画を定めているところです。 地震防災に関しては、県防災課がパンフレットを配布し、県民に対して広く周知しているところです。南海トラフ地震については、当該パンフレット5～6頁をご確認してください。なお、県内被害想定として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物被害 全壊 35,000棟 ○ 死者 470人 ○ 避難者 161,000人 <p>等としております。 県警察では、大規模な災害(地震、風水害、火山、原子力等)、騒乱、武力攻撃、大規模テロリズム、重大事件等を「緊急事態」として捉え、総合力を挙げた初動措置を的確かつ迅速に実施するよう計画しています。</p> <p>1 災害警備計画等に基づき、①平素の措置、②発生時の措置、③復旧の主に3段階に分けて対応することとなっており、②の具体的な措置としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集 ・ 救出救助 ・ 避難指示、誘導 ・ 社会秩序の維持 ・ 緊急交通路の確保 <p>等があります。 そういった措置を執るために、部隊員として被災地や本部に派遣される職員や署に留まり通常の業務を執る職員など、それぞれの任務が各々付与されております。 また、甚大な被害がある場合には、他都道府県警察に対して援助要求を行い、部隊等の受援も想定されております。</p> <p>2 災害警備計画のほか、緊急事態対処要領、業務継続計画等を計画しております。 業務継続計画とは、職員、警察施設等の事故により通常行っている業務に必要な人員、環境が確保できない場合において、優先度の高い業務を的確に継続していくために必要な事項を定めたものです。 なお、当署が損壊した場合には、「県立岐阜看護大学」が代替施設として活用できるよう協定を締結しています。</p> <p>3 臨機応変に、柔軟に対応することは大切ですが、予め計画書等を策定し、発生する緊急事態については想定内として対応することが重要です。 災害対処は、「自助、共助、公助」と言われておりますが、肝心なのは、「自助、共助」であります。 特に、パンフレットの7頁以降を参考としていただき、皆様も災害に備えていただければと思います。</p>
<p>生活安全課長</p>	<p>○ 今年度も「警察官と登校して遊ぼう」の依頼を引き受けて下さりありがとうございます。子供達はもちろん、先生方も楽しみにしていましたし、保護者参観も可能となりました。今後も継続してほしいです。</p>	<p>○ 警察官は住民と関わる活動が好きです。今後も継続して実施していきたい取組みとなります。</p>